

# 奈良県郡山総合庁舎樹木剪定業務委託仕様書

## 1 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 2 履行場所

大和郡山市満願寺町60-1 奈良県郡山総合庁舎敷地内

## 3 施工内容

郡山総合庁舎敷地内樹木剪定

ア 実施回数 年間 1樹木につき 1回

イ 実施時期 花芽の発生や樹木の状態に応じた適期とし、別途協議する。

ウ 施工対象 「郡山総合庁舎敷地内植栽一覧」のとおり

ただし、「令和6年度奈良県郡山総合庁舎敷地内植栽一覧」記載のサクラについては施工対象外とする。

エ 剪定

- ・単独中木及び低木については、球形及び円筒形に刈り込むこと。
- ・高木については、樹高を整え整枝をおこなうこと。
- ・生垣については、樹種及び樹木形状に注意し、最適な形状に刈り込むこと。

オ 剪定枝葉等の処理

剪定により発生する枝葉は、適正に処分すること。

参考：枝葉処分量の過去6年平均約1,433kg

カ 施工上の注意事項

- ・施工にあたっては、枝葉等が敷地外に飛散することのないよう十分に注意すること。
- 飛散した場合は、除去、清掃すること。

## 4 受託者は、作業上の安全を図るため、保護具の着用と各種機材を点検確認し、安全衛生管理を徹底して作業すること。

## 5 資材

必要な機器、器具及び消耗品等は、受託者の負担とする。

## 6 監督及び検査

委託者の指示に従って作業を行い、作業後は検査を受けるものとする。

## 7 作業日程

作業日は、できる限り執務に影響が出ないように協議のうえ決定する。

## 8 提出書類

(1) 作業工程表 1部

(2) 完了報告書 1部

**※枝葉処分量を記載すること。**

(3) 作業写真（作業前・後） 1部

## 9 その他

本仕様書に疑義が生じた場合は協議のうえ、定めるものとする。